

(請求人)
(略) 様

| | |
|----------|-----------|
| 神奈川県監査委員 | 村 上 英 嗣 |
| 同 | 太 田 眞 晴 |
| 同 | 吉 川 知 恵 子 |
| 同 | 梅 沢 裕 之 |
| 同 | 小野寺 慎一郎 |

神奈川県職員措置請求について（通知）

令和 3 年 4 月 19 日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

1 住民監査請求の要件

法第 242 条第 1 項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものである。

そして、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別し特定して認識することができるように個別的、具体的に摘示することが必要であるとされており、また、当該財務会計上の行為又は怠る事実による損害を具体的に摘示することが必要であるとされている。

2 本件措置請求の審査

本件措置請求において、請求人は、県の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第6弾、第7弾及び第8弾）（以下「協力金」という。）について、交付根拠法令である新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第63条の2（以下「法律条項」という。）にはない交付要件を産業労働局中小企業部中小企業支援課長及び同課の職員（以下「課長等」という。）が増設し、申請者を食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を受けた名義人（以下「営業許可名義人」という。）に限定した結果、法律条項の目的から逸脱した協力金が、売上減少のない営業許可名義人に対し支払われ、県に損害が発生しているとして、経営に及ぼした影響がない事業者に対し、営業許可名義人であるというだけで協力金を交付しないよう求めるとともに、既に協力金を交付した事業者に対して時短営業に応じたことにより経営に影響を受けたか否かの調査を行い、経営に及ぼした影響がない事業者に交付した協力金により県が受けた損害について、課長等のうち損害を防止する立場にあった職員に賠償させることを求めている。

しかしながら、請求人は、まん延の防止に関する措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響を緩和するという法律条項の目的から逸脱した協力金が、売上減少のない営業許可名義人に対し支払われ、県に損害が発生していると主張するだけで、売上減少のない営業許可名義人に対し協力金の支払が行われた年月日、支払金額、支払先等を明らかにしておらず、当該公金の支出が他の支出と区別し特定して認識することができる程度に個別的、具体的に摘示されているとは認められない。また、売上減少のない営業許可名義人に対し協力金の支払が行われたことによる県への損害について、具体的な損害発生の実態が摘示されていない。

3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第242条第1項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。